**尼崎市小学校・中学校等学校給食用物資納入事業者登録制度実施要領**

（趣旨）

第１条 この要領は、尼崎市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）納入に関して、 学校給食の安全安心な提供を行うため、学校給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、尼崎市契約規則のほか、その他に定めのある場合を除き、給食用物資の納入事業者の登録基準、発注方法等に関し、必要となる事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「給食用物資」とは、物資規格条件等に定める内容を満たした物資をいう。

（登録の基準）

第３条 この要領に基づいて給食用物資の納入事業者の登録を受けようとする者 （以下「申請者」という。）及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、次の各号の基準を遵守するものとする。

（１）学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。

（２）衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。

（３）本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

（４）従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。食品衛生法に基づく許可を要する事業者は、製造・加工・配送に携わる従業員全員の検便（細菌検査）を定期的（１か月に１回以上）に実施していること。

（５） 食品衛生法に基づく営業許可を要する事業所については、食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が７０点以上であること。

（６）随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

（７）尼崎市から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。

（８）食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。

（９）尼崎市契約規則第４条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

２　第１項について、教育委員会が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

（登録の申請）

第４条 登録の申請資格は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２） 納期限の到来した法人税（個人事業者にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者

（３） 納期限の到来した尼崎市税（延滞金を含む。）を完納していない者

（４） 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

（５） 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者

（６） 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成２５年条例第１３号）第２条第４号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第２条第５号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第２条第７号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

２ 申請者は、尼崎市小学校・中学校等学校給食用物資納入事業者登録審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会が別に定める申請時期、方法等により申請するものとする。

（１）登記事項証明書又は身分証明書

（２）印鑑証明書又は印鑑登録証明書

（３）法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

（４）市税完納及び特別徴収に関する証明書

（５）誓約書（様式第２号）

（６）使用印鑑届（様式第３号）

（７）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条第1項に基づく許可を要する事業所については、食品営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票又はこれに準ずるもの

（８）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５７条第1項に基づく届け出を要する事業所については、当該所管保健所発行の届出証明書又はこれに準ずるもの

（９）その他教育委員会が必要と認める書類

３ 申請者のうち尼崎市競争入札参加有資格者名簿に登録等をしている者は、前項第１号から４号までの書類を省略することができる。

（取扱物資）

第５条 登録の対象として取り扱う給食用物資は、別表第１に掲げる物資とする。なお、同一事業者が複数種類に関して登録することを可とする。

（配送地区）

第６条 給食用物資を配送する地区等は、別表第２に掲げる地区等とする。

（登録の有効期間）

第７条 登録の有効期間は、教育委員会が別に定める。

（登録者の扱い）

第８条 教育委員会は、第４条第２項の規定により登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、尼崎市小学校・中学校等学校給食用物資納入事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

２ 審査の結果については、申請者に対し、通知を行うものとする。

（登録の変更）

第９条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は営業を廃止若しくは休止した場合など名簿登録を廃止しようとするときは、尼崎市小学校・中学校等学校給食用物資納入事業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第４号）に必要書類を添付し、速やかに教育委員会に提出するものとする。

（調達等）

第１０条 給食用物資の調達等については、別に定めるものとする。

（登録の取消し等）

第１１条 教育委員会は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消し等を行うことができるものとする。

（１）第３条に規定する登録の基準を遵守することが出来ない場合

（２）第４条第１項に規定する登録申請資格を満たしていない場合

（３）著しく品質の劣る食材を納入した場合

（４）登録に係る営業を廃止した場合

（５）名簿から抹消を申し出た場合

（６）金銭的信用を著しく欠くと認められる場合

（７）登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

（８）その他学校給食の運営にあたって、著しく適正を欠くと認められる場合

２ 教育委員会は、登録者が前項及び学校給食納入事業者としてふさわしくない行為があった場合には、納入取扱いの停止など必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

（制定）

この要領は、令和２年１２月１１日から施行する。

（一部改正）

この要領は、令和３年１１月１６日から施行する。

（一部改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱食材区分 | 代表的な商品例 |
| １　野菜・果実 | 野菜、果実、さつまいも、じゃがいも、きのこ類　など |
| ２　食肉 | 精肉（鶏肉を除く）など |
| ３　鶏肉 | 鶏肉（冷凍・冷蔵）、とりがら |
| ４　殻付き卵 | 卵 |
| ５　豆腐・蒟蒻 | とうふ、うすあげ、蒟蒻、糸こんにゃく　など |
| ６　加工食品（冷凍・冷蔵食品） | 冷凍野菜、冷凍魚介類、冷凍ハンバーグ、冷凍しゅうまい、冷凍豆腐、冷凍卵、かまぼこ、ちくわ、ひらてん、ハム、ベーコン、焼豚、デザート、ヨーグルト、乳酸菌飲料　など |
| ７　一般物資（食用油・乾物・缶詰・調味料など） | 麩、そうめん、ごま、大豆、高野豆腐、しいたけ干し、海苔、削り節、煮干し、昆布、食用油、小麦粉、でんぷん、上白糖、塩、しょうゆ、ソース、カレー粉、香辛料、料理酒、みそ　など |
| ８　その他 |  |

**取扱物資（別表第1）**

**配送区分（別表第２）**

【小学校及び特別支援学校】　※　最大調理食数：約23,000食（4献立制）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ(食数約3,200食) | C(食数約2,900食) | E(食数約2,800食) | G(食数約2,900食) |
| 武庫東 | 潮 | 立花北 | 立花 |
| 武庫庄 | 下坂部 | 立花西 | 立花南 |
| 尼崎北 | 杭瀬 | 武庫の里 | あまよう特別支援 |
| 塚口 | 長洲 | 武庫 | 難波の梅 |
|  | 清和 | 武庫北 | 浜田 |
| 金楽寺 |  | 水堂 |
| 浦風 |  |
| B(食数約3,100食) | D(食数約2,500食) | Ｆ(食数約2,700食) | H(食数約2,900食) |
| 園田 | 明城 | 名和 | 浜 |
| 園和北 | 難波 | 七松 | 園田東 |
| 園和 | 竹谷 | 大庄 | 小園 |
| 上坂部 | 成徳 | 大島 | 園田南 |
|  | わかば西 | 武庫南 | 園田北 |
| 成文 |  |

【学校給食センター】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | １日あたりの最大調理食数 | 献立ブロック |
| 尼崎市西川１丁目2番1号 | 約11,000食（市内全１７中学校分） | ２献立制 |

【中学校】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | １校あたりの食数 | 各中学校への直送品 |
| 市内全域（１７校） | 約３００～約８００食 | 個包装のデザート等 |